

令和6年第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月8日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 10名
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明 上村博文
境 良一 芥川高一 芥川清二 鎌賀和夫 加悦雅浩
4. 欠席委員 2名
太田桂子 宮本久美子
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 上村委員 芥川高一委員
6. 議 事
 - (1) 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第40号 農用地利用集積計画の同意について

事務局 只今から令和6年第11回農業委員会総会を開催いたします。本日、宮本委員、太田委員がご欠席ですが、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 第11回の総会お忙し中ご出席頂きありがとうございます。今年は米の価格が一俵約24,000円と聞いていま。昨年までは低価であったのですが、来年まではこの価格が続くとも聞いています。今後も良くなって欲しいと思います。今月14日から15日にかけて本市で、県下14市の農業委員会都市協議会が開催されます。コロナで5ヶ年程休止状況でしたが、昨年、八代市で会議のみで開催されたのに続き、今年度は情報交換会、視察を含め開催されます。皆様方にご報告申し上げます。

事務局	ありがとうございました。続きまして次第３の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第５条により境会長に議長をお願いします。
境議長	まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
境議長	それでは、上村委員さんと芥川高一委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第３７号「農地法第３条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号１番について確認委員の小森委員よりご説明をお願いします。
小森委員	記載事項のとおりで特に問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。
境議長	確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号１番について説明します。地図は２ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は約６００ｍ、農業年数は３６年、農機具を所有し、主たる作物は水稻になり、３条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
境議長	事務局からの説明は終わりました。申請番号１番について、委員さんのご意見はありませんか。
全委員	異議なし。
境議長	異議なしということですので１番については承認致します。以上、議案第３７号について１件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第３８号「農地法第４条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号１番について、確認委員の那須委員より説明をお願い致します。

那須委員 当地への道路は、農道で道幅が比較的極小であるため地元嘱託員へ確認を行った。また、申請人からも農繁期には、支障ない様に配慮することでした。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 事務局より補足説明があればよろしくをお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は4ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、岩古曾町に居住する個人です。新たに中古車販売店の経営を開始するにあたり、店舗用地を探していたところ、申請地は自宅に近接しており、利便性や防犯の面から店舗用地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、計画されている進入経路には地区で農耕車用の道路とされている道路を含みますが、那須委員と中山委員から行政区長にお話いただき、了承を得られています。申請者にも確認し、特に田植え収穫の時期などは農耕車に配慮して使用することでした。また、現地確認時に乗入口が非常に狭いことから、転用申請していない隣の農地を使用することが懸念されていましたが、申請者に確認したところ、大型車を搬入する予定はないため、今回の申請地のみの転用で足りることでした。申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第38号について、1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は7ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市東区で不動産業等を営む法人です。申請地周辺は宅地化が進み、宅地の需要が高まっていますが、宅地分譲地の供給が不足していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画用途地域内にある第3種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に申請番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 8 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、馬之瀬町で土木工事業等を営む法人です。これまで分散して保管していた工事用重機や社用車等を一か所で管理保管できる場所を探していたところ、申請地は事務所から 1 km ほどの事業主所有の土地であり、十分なスペースを確保できることなどから今回の転用申請となりました。なお、申請地は現在の所有者が 2 年ほど前に農地法 3 条で取得した農地であり、取得後にまめ、なたねを植えたが土壌がやせていたと思われ育たなかったとのこと。また、申請地の西側は平成 27 年に太陽光パネル設置を目的とした転用許可が出ており、申請書の提出後に、今回の申請地の一部にその太陽光パネルがかかっていることが分かりました。農振除外及び開発担当課とも協議のうえ、始末書と現況に則した計画図面を提出してもらうこととしています。申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について委員さんのご意見はありませんか。

芥川高委員 申請地横の太陽光パネルは申請人のものか。

事務局 はい。以前申請されたものです。

境議長 他にありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に申請番号 3 番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 確認しましたが、特に問題無いと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局よりお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 9 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、熊本市西区でフォークリフトをはじめとする各種車両の販売、修理業等を営む法人で平成 7 年から申請地南側で営業を行っています。車両仮置き場や資材置場等が不足していることから、敷地を拡張し新たに従業員の駐車場を整備することにより、現営業所内に必要なスペースを確保するため、今回の転用申請となりました。申請地は、公共投資のされていない、10ha 未満の生産性の低い第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。以上、議案第 39 号について、3 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 40 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。今回は農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定はありません。すべて、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規及び再設定となります。次に 13 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が 14,339 m²、畑が 881 m²、合計が 15,220 m²となっています。次に 14 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第

11 回総会時点での令和 6 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,930 m²、再設定が 65,038 m²、農業公社による利用権の新規設定が 98,504 m²、再設定が 75,546 m²です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 40 号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀委員にお願いします。

鎌賀委員 これをもちまして令和 6 年第 11 回の総会を閉会します。

議	長	境	良一	印
議事録署名人		上村	博文	印
議事録署名人		芥川	高一	印